

札幌圏都市計画
下水道の変更(案)
(北海道決定)

創成川第2中継ポンプ場放流渠
創成川第3中継ポンプ場放流渠
創成川第2中継ポンプ場
創成川第3中継ポンプ場

令和3年2月
札幌市下水道河川局事業推進部

札幌圏都市計画下水道の変更（北海道決定）

1. 都市計画札幌石狩公共下水道「3. 下水管渠」中、創成川第2中継ポンプ場放流渠及び創成川第3中継ポンプ場放流渠を廃止する。

3. 下水管渠

名 称	位 置		備 考
	起 点	終 点	
創成川第2中継ポンプ場放流渠	札幌市北区北34条西2丁目	札幌市北区北34条西2丁目	W2.7m L≒20m 合流管
創成川第3中継ポンプ場放流渠	札幌市北区屯田4条1丁目	札幌市北区屯田3条3丁目	W1.2m～φ1.1m L≒640m 合流管

「区域は計画図表示のとおり」

2. 都市計画札幌石狩公共下水道「4. その他の施設」中、創成川第2中継ポンプ場及び創成川第3中継ポンプ場を廃止する。

4. その他の施設

名 称	位 置	備 考
創成川第2中継ポンプ場	札幌市北区北34条西2丁目	敷地面積約 2,500m ² 揚水能力 516.0m ³ /分
創成川第3中継ポンプ場	札幌市北区屯田3条3丁目	敷地面積約 2,000m ² 揚水能力 119.7m ³ /分

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

創成川処理区において、大規模幹線の整備により稼働の必要がなくなり休止施設として扱ってきた創成川第2中継ポンプ場及び創成川第3中継ポンプ場、並びにその放流渠について、下水道整備が概成した現状において、今後の活用が見込まれないことから、施設を廃止することとした。

変 更 説 明 書

1. 下水道の名称 札幌石狩公共下水道

2. 変更概要

- 1) 下水管渠では、創成川第2中継ポンプ場放流渠及び創成川第3中継ポンプ場放流渠を廃止する。
- 2) その他施設では、創成川第2中継ポンプ場及び創成川第3中継ポンプ場を廃止する。

3. 新旧対照表

3. 下水管渠

「上段」：変更前、「下段」：変更後

名 称	位 置		備 考	変更の内容
	起 点	終 点		
創成川第2中継ポンプ場放流渠	札幌市北区北34条西2丁目	札幌市北区北34条西2丁目	W2.7m L≒20m 合流管	廃止
—	—	—	—	
創成川第3中継ポンプ場放流渠	札幌市北区屯田4条1丁目	札幌市北区屯田3条3丁目	W1.2m～φ1.1m L≒640m 合流管	廃止
—	—	—	—	

4. その他の施設

「上段」：変更前、「下段」：変更後

名 称	位 置	備 考	変更の内容
創成川第2中継ポンプ場	札幌市北区北34条西2丁目	敷地面積約 2,500m ² 揚水能力 516.0 m ³ /分	廃止
—	—	—	
創成川第3中継ポンプ場	札幌市北区屯田3条3丁目	敷地面積約 2,000m ² 揚水能力 119.7 m ³ /分	廃止
—	—	—	

創成川第2中継ポンプ場及び放流渠

縮尺 1/2,000

創成川第2
中継ポンプ場

敷地境界

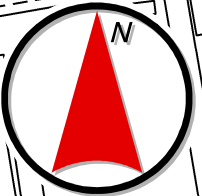
放流渠

創成川通(国道231号)

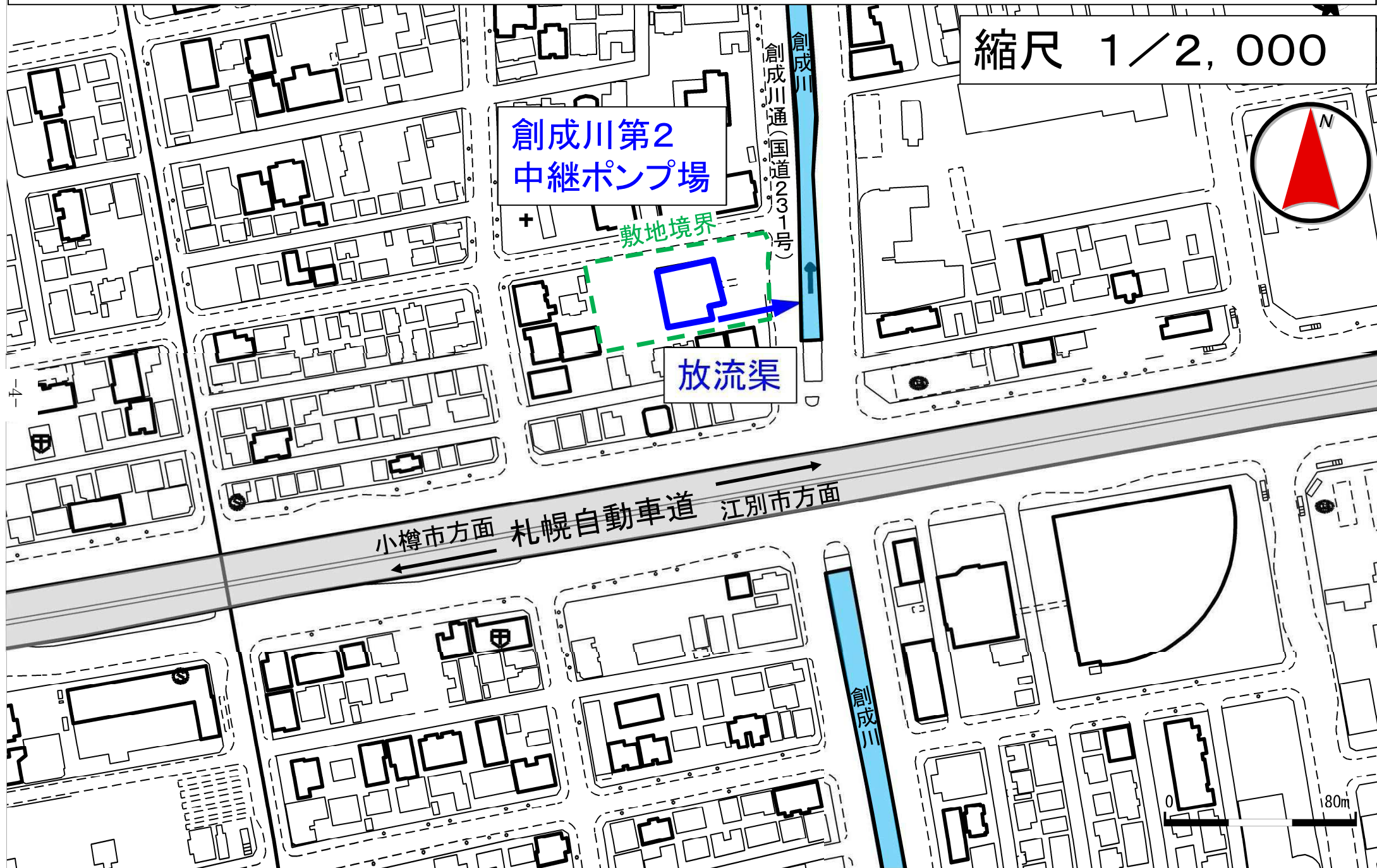
創成川

創成川

小樽市方面 札幌自動車道 江別市方面



0 180m



創成川第3中継ポンプ場及び放流渠

縮尺 1/5,000

